

分担金・拠出金の名称		生物多様性条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	198,587千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際連合環境計画 (UNEP)	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とし、1992年に採択され1993年に発効した生物多様性条約 (CBD) の実施を補佐する事務局。締約国数は、194か国、欧州連合 (EU) 及びパレスチナ (2017年6月末現在)。条約事務局は、UNEPが務め、モントリオール (カナダ) に所在。 (2) 拠出に当たっての成果目標 本拠出を通じて、CBDの目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進に貢献することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・CBDは、いわゆる「リオ3条約」の1つとして、地球上の生物多様性保全等を主導しており、大きな影響力を有している。 ・2010年に愛知県名古屋市において開催された第10回締約国会議 (COP10) において、2020年までの生物多様性に関する目標である「愛知目標」が策定された。これに基づいて、現在、国際社会の取組がなされている。 ・2014年にCBD事務局が作成した「世界生物多様性概況第4版」では、同事務局は愛知目標の達成状況に関する中間評価を実施し、「愛知目標」の20の目標の内、4つの目標が一定程度達成されたと評価した。 ・持続可能な開発目標 (SDGs) は「愛知目標」とも密接にかかわる目標であり (※)、2年に一度開催されるCOPにおいて、目標達成に向けた取組について議論が行われている。 (※) SDGsのうち、目標2.5、6.6、11.b、14.2、14.4、14.5、14.6、15.1、15.2、15.5、15.8、15.9等の生物多様性に関連する目標は「愛知目標」と整合性をはかる形で設定されている。 ・ワシントン条約 (CITES)、食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)、ラムサール条約等と連携しつつ、生物多様性保全とその持続可能な利用に関する取組を進めている。 ・例えば、2016年にCBDとCITESのCOPがそれぞれ開催されたが、その地域準備会合は共同開催されるなど、条約間で連携した取組が進められている。 ・我が国は、「愛知目標」の達成に向けた途上国の能力開発のために、COP10を契機にCBD事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、途上国による生物多様性国家戦略の策定・改定や、外来生物対策、植物保全戦略、保護区、海洋の持続可能な利用、生物多様性の主流化、伝統的知識の活用等、生物多様性保全に関わる取組のための能力開発ワークショップを開催し、途上国の生物多様性保全に寄与している。 ・「生物多様性日本基金」を通じた途上国の能力開発支援は、COPの場等において、高い評価を受けている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・CBD事務局は、COPにおいて締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、最大拠出国 (米国は未締結) として、他の主要拠出国であるEU等と連携し、事務局の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。 ・また、同条約事務局は、国連会計監査委員会 (BOA) の外部監査を受けているほか、毎年、監査報告書及び行財政報告書を開示しており、適切かつ透明性の高い情報開示がなされている。 ・なお、UNEPに対し2015-2016年に行われた国際機関評価ネットワーク (MOPAN) による評価においては、CBD事務局に関する言及はない。 ・2012年から2016年にかけて、条約の戦略計画2011-2020 (愛知目標) の実施を強化するために事務局機能の見直し作業が行われ、部局の統廃合が行われるなどの機能改革が実施された。 ・我が国は、2015-2016年に条約実施に係るビューローメンバーを務めており、上記の事務局機能の見直し作業にあたっては厳しくチェックを行い、2016年12月に開催されたCOP13の予算委員会においても、事務局の効率的な人材配置、ポストの整理、経費削減、事業の優先順位付けに関し積極的に議論に参画した。				

II 当 該 機 関 等 と 日 本 と の 関 係 に つ い て	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・環境問題に代表される地球規模課題は、我が国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」(2015年2月10日閣議決定)には、「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており、地球規模課題への取組は我が国の外交政策においても、重点政策に位置づけられている。 ・CBD事務局は、2016年には61回にも及ぶ会議等開催を通じて、条約実施を支援しており、その中には「愛知目標」の達成に向けた途上国の能力開発のために、COP10を契機に我が国がCBD事務局に設立した「生物多様性日本基金」の下での取組も含まれている。 ・我が国は、最大の拠出国として、2年に一度開催されるCOP及び毎年開催されるCOPの準備会合に恒常的に出席し、国際的議論の動向を踏まえつつ、我が国の方針に即した意思決定がなされるよう、議論に参画している。 ・近年では、CBD事務局長が2010年、2012年、2016年、2017年に来日するとともに、COP等の際にも日本側の政務レベル及び実務者と意見交換を行い、日本側の意向をCBD事務局が実施する能力開発ワークショップ等の事業に適確に反映させている。 ・また、2010年に我が国が議長国となり開催されたCOP10では、2020年までの生物多様性に関する目標である「愛知目標」が策定された。また、遺伝資源の取得とその利用から生じる利益の公正で衡平な配分に関する「名古屋議定書」については、交渉が難航し、採択が危ぶまれたものの、我が国は会議最終日に途上国と先進国の主張をバランスよく取り入れた議長案を提示し各国に対し粘り強く働きかけを行った結果、採択される等、我が国は国際社会における議論をリードしてきた。 ・日本のNGOがCOP10を機に提案した2011-2020年を「国連生物多様性の10年」とすることが、国際社会の賛同を得て国連総会決議で決定されるなど、日本のNGOも含めた幅広い取組と深く関わる条約である。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・CBD事務局においては、日本人職員(専門職以上)が3名おり、そのうち1名は同事務局における意思決定に関与する幹部クラス(Dレベル相当以上)。同事務局の全職員数に占める日本人職員(専門職以上)の割合は5.6%である(2016年末現在)。 ・CBD事務局は53名の専門職以上の職員から構成されており、日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標(3.1%)に基づく目標値は2名であるところ、日本人職員は3名在籍しており、望ましい水準に達している。 ・2016年には、独立行政法人国際協力機構(JICA)職員がCBD事務局に出向するなど、日本と当該機関との連携は強化されている。 ・さらに、2017年3月に就任した新事務局長の選考に当たっては、我が国はビューローメンバーとして、我が国として必要なインプットを行った。 ・なお、日本人の採用が望ましい地位や幹部ポストに空席が生じた際には、在外公館を通じて同事務局に対し働きかけ(推薦状の送付等)を行い、採用を支援している。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: COPにおいて二か年予算案を検討し、採択。我が国の関連政策(生物多様性国家戦略、関係国内法令の運用等)に照らしつつ、予算要求。 DO: 拠出金の支払、各種会議及び文書を通じたCBD事務局の活動のモニタリング。 CHECK: 報告書等に基づき運営・活動を評価。 ACT: 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 最新の会計報告書は2016年11月2日に発出されており、適切かつ透明性の高い情報開示がなされている。 2010年以降では、CBD事務局長が2010年、2012年、2016年、2017年に来日するとともに、COP等の際にも日本側の政務レベル及び実務者と意見交換を行い、日本側の意向をCBD事務局が実施する活動に反映できるよう努める。
	担当課室名	地球環境課